

生駒市 景観計画

■景観形成の基準

| 行為          | 事項     | 奈良県   |   | 生駒市   |   |   |   | 区域の基準に同じ |  |
|-------------|--------|---|---|---|---|---|---|----------|--|
|             |        | 一般区域  | 広域幹線沿道区域  | 市街地景観区域   | 田園景観区域  | 自然景観区域  | 景観配慮地区  |          |  |
|             |        |   |   |   |   |   | 景観形成地区  |          |  |
|             |        |   |   |   |   | 広域幹線沿道地区  | 生駒駅前北口再開発地区   |          |  |
| 共通          |        | 1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>※1</sup> からの眺望に配慮すること。<br>2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。<br>3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。   |   | ・生駒山系、矢田丘陵の「緑の稜線」への眺望に配慮する。<br>・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるように配慮する。  | ・生駒山系、矢田丘陵の「緑の稜線」への眺望に配慮する。<br>・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるように配慮する。<br>・うるおいの感じられる田園風景等と調和した景観となるように配慮する。  | ・生駒山系、矢田丘陵の緑は、市街地などからの視対象であることに配慮する。<br>・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるように配慮する。   | ・行為地の存する各区域の基準を基本とする。<br>・生駒市の玄関口にふさわしい統一感のある形態及び意匠とする。   |          |  |
| 配置、規模及び高さ   |        | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。<br>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。<br>3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。<br>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。<br>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。  | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。<br>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。<br>3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。<br>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。<br>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。<br>6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。  | ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、 <b>建築物の妻側を稜線に合わせる等</b> 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。<br>・ <b>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</b>   | ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、 <b>建築物の妻側を稜線に合わせる等</b> 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。<br>・ <b>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</b><br>・ <b>遠景からの眺望に配慮し、周辺の地形や樹木との調和を図る。</b>  | ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、 <b>建築物の妻側を稜線に合わせる等</b> 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。<br>・ <b>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</b><br>・塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。   | ・街並みの連続性やゆとりある空間に配慮した配置、規模及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・ <b>にぎわいの創出に配慮した配置とする。</b>  |          |  |
| 建築物の新築又は移転等 | 形態及び意匠 | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。<br>2 歴史的な街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。<br>3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。<br>4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。<br>5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。<br>6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。<br>2 歴史的な街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。<br>3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。<br>4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。<br>5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。<br>6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。<br>7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・ <b>中高層建築物にあっては、壁面が長大にならないよう、分節化等の工夫を施す。</b><br>・ <b>屋根の形状は周辺の状況に応じ、勾配屋根とするよう努める。</b><br>・ <b>屋根の形状は周辺の状況に応じ、勾配屋根に類似した工夫を施す。</b><br>・ <b>屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮する。</b><br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。<br>・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。<br>商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。 | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・ <b>屋根の形状は、できる限り勾配屋根とするよう努める。</b><br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。<br>・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。<br>その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。 | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・ <b>屋根の形状は、できる限り勾配屋根とするよう努める。</b><br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。<br>・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。<br>その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。 | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・ <b>屋根の形状は周辺の状況に応じ、勾配屋根とするよう努める。</b><br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。<br>・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。<br>・ <b>外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。</b><br>商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。<br>・塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。<br>・ <b>建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画する。</b> |          |  |

| 行為              | 事項        | 奈良県   |          |          | 生駒市  |  |        |  |             |  |  |  |  |  |  |          |
|-----------------|-----------|---|----------|----------|--|--|--------|--|-------------|--|--|--|--|--|--|----------|
|                 |           | 一般区域  | 広域幹線沿道区域 | 市街地景観区域  |  |  | 田園景観区域 | 自然景観区域   | 景観配慮地区      |  |  |  |  |  |  |          |
|                 |           |   |          | 景観形成地区   |  |  |        |  |             |  |  |  |  |  |  |          |
|                 |           |   |          | 広域幹線沿道地区 |  |  |        |  | 生駒駅前北口再開発地区 |  |  |  |  |  |  |          |
| 住居系   商業系   工業系 |           |   | 田園系      |          |  |  | 自然系    |  |             |  |  |  |  |  |  |          |
| 建築物の新築又は移転等     | 色彩        | 1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。<br>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。  |          |          | 住居系   商業系   工業系  |  |        | 田園系  |             |  |  | 自然系  |  |  |  | 区域の基準に同じ |
|                 | 素材        | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。<br>2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮すること。  |          |          | ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。<br>・反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。  |  |        | ・良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。   |             |  |  | ・良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。   |  |  |  |          |
| 工作物の新設又は移転等     | 緑化        | 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※ <sup>3</sup> は行為地面積の3%以上とすること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。<br>2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。                                       |          |          | ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※ <sup>3</sup> は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置する。<br>・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・住宅地では、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。               |  |        | ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※ <sup>3</sup> は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置する。<br>・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。                                       |             |  |  | ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※ <sup>3</sup> は行為地面積の3%以上とし、原則として沿道側に配置する。<br>・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>また、街路樹等の周辺景観や樹種の調和にも配慮する。                        |  |  |  |          |
|                 | 配置、規模及び高さ | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。<br>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。<br>3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。<br>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。<br>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。     |          |          | ・周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。<br>・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全、活用する。 |  |        | ・周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木の高さに配慮する。<br>・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全、活用する。 |             |  |  | ・周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。<br>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。<br>・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。<br>・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。<br>・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全、活用する。 |  |  |  |          |
| 工作物の新設又は移転等     | 形態及び意匠    | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。<br>2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。<br>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 |          |          | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面の面積の5分の1を超えないようにする。                  |  |        | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。  |             |  |  | ・良好な周辺景観との調和に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。<br>・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。<br>・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。  |  |  |  |          |
|                 | 色彩        | 1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。<br>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。  |          |          | ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。  |  |        | ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。  |             |  |  | ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。<br>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。  |  |  |  |          |
|                 | 素材        | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。  |          |          | ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。<br>・反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。  |  |        | ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。<br>・反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。  |             |  |  | ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。<br>・反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。  |  |  |  |          |

| 行為  | 事項     | 奈良県   |   | 生駒市   |   |   |          |             |
|---|--------|---|---|---|---|---|----------|-------------|
|   |        | 一般区域  | 広域幹線沿道区域  | 市街地景観区域   | 田園景観区域  | 自然景観区域  | 景観配慮地区   |             |
|   |        |   |   |   |   |   | 景観形成地区   |             |
|   |        |   |   |   |   |   | 広域幹線沿道地区 | 生駒駅前北口再開発地区 |
| 工<br>作<br>物<br>の<br>新<br>設<br>又<br>は<br>移<br>転<br>等 | 緑<br>化 | <p>1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※<sup>3</sup>は行為地面積の3%以上とすること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※<sup>3</sup>は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置する。</li> <li>緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>住宅地では、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※<sup>3</sup>は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置する。</li> <li>緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※<sup>3</sup>は行為地面積の3%以上とし、原則として沿道側に配置する。</li> <li>緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積※<sup>3</sup>は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置する。</li> <li>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮する。また、良好な都市景観にも配慮する。</li> </ul> |          |             |
| 開<br>発<br>行<br>為                                    | 方<br>法 | <p>1 できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。</p> <p>2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</p> <p>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</p> <p>5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面若しくは頂部に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁は、良好な都市景観に配慮した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。</li> </ul> |   |          |             |

| 行為       | 事項 | 奈良県  |  | 生駒市  |   |          |          |             |
|----------|----|--|--|--|---|----------|----------|-------------|
|          |    | 一般区域   | 広域幹線沿道区域   | 市街地景観区域  | 田園景観区域  | 自然景観区域   | 景観配慮地区   |             |
|          |    |  |  |  |   |          | 景観形成地区   |             |
|          |    |  |  |  |   |          | 広域幹線沿道地区 | 生駒駅前北口再開発地区 |
| 土地の形質の変更 | 方法 | <p>土石の採取、鉱物の掘採にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</li> </ol> <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</li> <li>原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。(共通)</li> <li>行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ol> | <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。</li> </ul> <p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> </ul> | <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。</li> </ul> <p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、樹種の選定や都市景観に配慮する。</li> <li>擁壁は、良好な都市景観に配慮した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</li> <li>原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、樹種の選定や都市景観に配慮する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。</li> </ul> | 区域の基準に同じ |          |             |
| 物件の堆積    | 方法 | <ol style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。</li> <li>高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。</li> <li>行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ol>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。</li> <li>高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。</li> <li>行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。</li> <li>高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。</li> <li>行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。</li> <li>高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。</li> <li>行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、樹種の選定や都市景観に配慮する。</li> <li>塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。</li> </ul>                                      |          |          |             |

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

生駒市の景観計画の色彩基準（区域）

| 種類            | 基調色              |            |       |                |            |       |                |            |       |         |            |       |         |                  |  | 強調色     |    |    |
|---------------|------------------|------------|-------|----------------|------------|-------|----------------|------------|-------|---------|------------|-------|---------|------------------|--|---------|----|----|
|               | 市街地景観区域<br>住居系   |            |       | 市街地景観区域<br>商業系 |            |       | 市街地景観区域<br>工業系 |            |       | 田園景観区域  |            |       | 自然景観区域  |                  |  | 全ての地域区分 |    |    |
|               | 住居系用途地域の区域(*1)   |            |       | 商業系用途地域の区域(*2) |            |       | 工業系用途地域の区域(*3) |            |       | 市街化調整区域 |            |       | 市街化調整区域 |                  |  |         |    |    |
| 色相区分          | 明度               | 彩度         | 備考    | 明度             | 彩度         | 備考    | 明度             | 彩度         | 備考    | 明度      | 彩度         | 備考    | 明度      | 彩度               | 備考   | 明度      | 彩度 | 備考 |
| 建築物の外壁・工作物の外観 | 0.0R(10RP)～4.9R  | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    | 全彩度使用可<br>全明度使用可 | 各立面の面積の 1/5（高さ 31m 超又は建築面積 3000 m <sup>2</sup> 超の建築物等の場合は 1/10）の面積まで使用可<br>周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。 |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 1.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 1.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 2.0以下 |                | 5.0未満      | 2.0以下 |                | 5.0未満      | 2.0以下 |         | 5.0未満      | 2.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 5.0R～9.9R        | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 2.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 4.0以下 |                | 5.0未満      | 4.0以下 |                | 5.0未満      | 3.0以下 |         | 5.0未満      | 3.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 0.0YR(10R)～4.9YR | 8.0以上      | 2.0以下 |                | 8.0以上      | 2.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 2.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 4.0以下 |         | 5.0未満      | 4.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 5.0YR～9.9YR      | 8.0以上      | 3.0以下 |                | 8.0以上      | 3.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 6.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 3.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 3.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 4.0以下 |         | 5.0未満      | 4.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 0.0Y(10YR)～5.0Y  | 8.0以上      | 3.0以下 |                | 8.0以上      | 3.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 6.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 3.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 3.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 4.0以下 |         | 5.0未満      | 4.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 5.1Y～9.9Y        | 8.0以上      | 2.0以下 |                | 8.0以上      | 2.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 2.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 6.0以下 |                | 5.0未満      | 4.0以下 |         | 5.0未満      | 4.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | その他の色相           | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0以上      | 1.0以下 |                | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 |                | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 |                | 5.0以上8.0以下 | 1.0以下 |         | 5.0以上7.0以下 | 1.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 2.0以下 |                | 5.0未満      | 2.0以下 |                | 5.0未満      | 2.0以下 |         | 5.0未満      | 2.0以下 |         |                  |  |         |    |    |
|               | 無彩色              | 8.0以上      | 0     | 使用可            | 8.0以上      | 0     | 使用可            | 8.0を超える    | —     | 使用不可    | 7.0を超える    | —     | 使用不可    |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0以上8.0未満 | 0     | 使用可            | 5.0以上8.0未満 | 0     | 使用可            | 5.0以上8.0以下 | 0     | 使用可     | 5.0以上7.0以下 | 0     | 使用可     |                  |  |         |    |    |
|               |                  | 5.0未満      | 0     | 使用可            | 5.0未満      | 0     | 使用可            | 5.0未満      | 0     | 使用可     | 5.0未満      | 0     | 使用可     |                  |  |         |    |    |
| 建築物の屋根        | 0.0R(10RP)～4.9R  | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |         | —          | —     | 使用不可    | —                | —  | 使用不可    |    |    |
|               | 5.0R～9.9R        | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |         | —          | —     | 使用不可    | —                | —  | 使用不可    |    |    |
|               | 0.0YR(10R)～4.9YR | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 4.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |         | 7.0以下      | 1.0以下 |         | 6.0以下            | 1.0以下  |         |    |    |
|               | 5.0YR～9.9YR      | 7.0以下      | 3.0以下 |                | 7.0以下      | 6.0以下 |                | 7.0以下      | 3.0以下 |         | 7.0以下      | 2.0以下 |         | 6.0以下            | 2.0以下  |         |    |    |
|               | 0.0Y(10YR)～5.0Y  | 7.0以下      | 3.0以下 |                | 7.0以下      | 6.0以下 |                | 7.0以下      | 3.0以下 |         | 7.0以下      | 2.0以下 |         | 6.0以下            | 2.0以下  |         |    |    |
|               | 5.1Y～9.9Y        | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 4.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |         | 7.0以下      | 1.0以下 |         | 6.0以下            | 1.0以下  |         |    |    |
|               | その他の色相           | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |                | 7.0以下      | 2.0以下 |         | —          | —     | 使用不可    | —                | —  | 使用不可    |    |    |
|               | 無彩色              | 7.0以下      | 0     | 使用可            | 7.0以下      | 0     | 使用可            | 7.0以下      | 0     | 使用可     | 7.0以下      | 0     | 使用可     | 6.0以下            | 0  | 使用可     |    |    |

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

\*1 住居系用途地域： 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

\*2 商業系用途地域： 近隣商業地域、商業地域

\*3 工業系用途地域： 準工業地域

生駒市の景観計画の色彩基準（地区）

| 適用区分          | 景観配慮地区 景観形成地区    |            |       |         |         |  |
|---------------|------------------|------------|-------|---------|---------|--|
|               | 生駒駅前北口再開発地区      |            |       |         |         |  |
|               | 市街化区域            |            |       |         |         |  |
| 種類            | 基調色              |            |       | 強調色     |         |  |
| 色相区分          | 明度               | 彩度         | 備考    | 明度      | 彩度      | 備考   |
| 建築物の外壁・工作物の外観 | 0.0R(10RP)～4.9R  | 3.0以上8.0以下 | 3.0以下 | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各立面の面積の 1/5（高さ 31m 超又は建築面積 3000 m<sup>2</sup>超の建築物等の場合は 1/10）の面積まで使用可</li> <li>・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。</li> </ul> |
|               | 5.0R～9.9R        |            |       |         |         |  |
|               | 0.0YR(10R)～4.9YR |            |       |         |         |  |
|               | 5.0YR～9.9YR      |            |       |         |         |  |
|               | 0.0Y(10YR)～5.0Y  |            |       |         |         |  |
|               | 5.1Y～9.9Y        |            |       |         |         |  |
|               | その他の色相           |            |       |         |         |  |
|               | 無彩色              |            |       |         |         |  |
| 建築物の屋根        | 0.0R(10RP)～4.9R  | 3.0以上7.0以下 | 3.0以下 |         |         |  |
|               | 5.0R～9.9R        |            |       |         |         |  |
|               | 0.0YR(10R)～4.9YR |            |       |         |         |  |
|               | 5.0YR～9.9YR      |            |       |         |         |  |
|               | 0.0Y(10YR)～5.0Y  |            |       |         |         |  |
|               | 5.1Y～9.9Y        |            |       |         |         |  |
|               | その他の色相           |            |       |         |         |  |
|               | 無彩色              |            |       |         |         |  |